

2012年3月16日 制定

2020年6月26日 改正

2024年7月23日 改正

2026年3月24日 改正

外部研究資金のオーバーヘッドに関する申合せ

慶應義塾大学が管理する外部研究資金（競争的研究費を除く受託研究費，共同研究費，研究助成金，指定寄付金等）に関する塾内一般管理費（以下、「オーバーヘッド」という。）について，以下の申合せ事項を取り決める。

1 使用目的

①オーバーヘッドは，外部研究資金による研究の実施に必要な経費等を賄うことを目的として徴するものとし，研究の推進や研究機関としての機能向上に資する環境の整備・改善・維持・管理費，人件費，光熱水費等に使用する。

②直接経費とは支出目的が異なるため，混同して使用することはできない。

2 キャンパス使用の原則

①オーバーヘッドは，キャンパス（研究特区を含む。以下，同じ。）単位で徴収し，当該キャンパスのために使用されるものとする。なお，当該研究活動が複数のキャンパスに跨って実施される場合の使用配分については，当該キャンパス間で協議する。

②前項にかかわらず，イノベーション推進本部は，内規を作成し，オーバーヘッドを徴収および運用することができる。イノベーション推進本部が各キャンパスと連携のうえで受け入れた外部研究資金についてオーバーヘッドを徴収する場合，当該キャンパスとの配分割合は，原則として1：1とするが，その都度協議を行うこともできる。

3 透明性の原則

オーバーヘッドの使用に関しては，予算・決算を含めて情報を開示し，明瞭な運用に努めるものとする。なお，各キャンパスのオーバーヘッド所管部門はオーバーヘッドの支出計画・実績報告を，別途定める期日までに研究連携推進本部へ提出するものとする。研究連携推進本部は支出計画・実績報告を取りまとめ，常任理事会および研究連携推進本部会議に報告した後，全塾で公開するものとする。

4 管理体制の構築

各キャンパスは，オーバーヘッドの収支が適正に把握できるよう，適切な管理体制を整備，構築するものとする。

5 内規による運用

前4項に基づき，各キャンパスは，オーバーヘッドの使用に関する内規を作成し，当該内規に従ってオーバーヘッドを運用するものとする。

6 徴収率

原則として，直接経費の額の18%以上に相当する額をオーバーヘッドとして徴収する。

以上を常任理事会で協議のうえ，申し合わせる。

附 則（2024 年 7 月 23 日）

この申合せは、2024 年 7 月 23 日に施行し、2024 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（2026 年 3 月 24 日）

① この申合せは、2026 年 3 月 24 日に施行し、2026 年 4 月 1 日から適用する。

② 6 について、2026 年度末までは徴収率 30%化に向けての移行期間として、適用基準額や上昇分の配分、使途等について検討する。